

新旧対照表

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）

改正後

改正前

（職員の数等）
 第六条 （略）
 2 （略）
 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

（職員の数等）
 第六条 （略）
 2 （略）
 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分		員数	
一	満四歳以上の園児	二	二十五人につき一人
二	満三歳以上満四歳未満の園児	三	十五人につき一人
（略）		（略）	

園児の区分		員数	
一	満四歳以上の園児	二	三十人につき一人
二	満三歳以上満四歳未満の園児	三	二十人につき一人
（略）		（略）	

457 （略）

457 （略）